

本明川水系河川整備計画 [変更原案]

概要版

本明川の 川づくり について

暮らしこそ地域の明日を考える



国土交通省 九州地方整備局
長崎県



はじめに

河川整備計画とは・・・

河川整備計画とは、「河川法」に基づいて、治水・利水・環境の3つを柱に、地域の意見を反映した上で、今後概ね20～30年間の具体的な河川整備の目標及びその内容を定めるものです。

河川法の改正の流れ

明治29年

「治水」を目的に制定
・治水とは……洪水などを防ぐこと

昭和39年

治水に「利水」を加えた体系的な制度に改定
・利水とは……川の水を有効に利用すること

平成9年

治水・利水に「環境」が加えられ「河川環境の整備と保全」、「地域の意見を反映した河川整備の導入」へと改定

治水

治水 + 利水

治水 … 利水

環境

地域の意見を反映した治水・利水・環境の総合的な整備を行ないます。

河川整備に関する計画制度

河川整備については、以下のような流れで計画を策定し、策定した計画に基づき進められます。

河川整備基本方針

計画高水流量その他当該河川の河川工事及び維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めたものです。

本明川では平成12年12月に策定されました。

河川整備計画

河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の河川工事及び維持に関する計画を定めたものであり、今後概ね20～30年後の河川整備の目標を明確にし、個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにするものとしています。

本明川では平成17年3月に策定されました。

河川整備計画（変更）

河川を取り巻く状況等の変化を踏まえ、本明川水系河川整備計画を変更することとしました。

現時点
(今回公表)

河川整備計画【変更原案】

河川管理者

学識経験者
(学識者懇談会等) → 意見 ← 意見 地域のみなさん

河川整備計画【変更案】

← 意見 地方公共団体の長

河川整備計画 策定

河川整備、維持管理、水防等危機管理、良好な環境の保全

1. 変更に至った経緯

国土交通省長崎河川国道事務所では、平成 17 年 3 月に「本明川水系河川整備計画」を策定し、河川の整備を進めて参りました。

現計画の策定以降、東北地方太平洋沖地震の発生（平成 23 年 3 月）、九州北部豪雨による矢部川の堤防決壊（平成 24 年 7 月）、水防法の一部改正など、河川を取り巻く状況が大きく変化しております。

このことから、現計画について点検を行い、新たな知見等を踏まえ河川整備計画を変更することとしました。

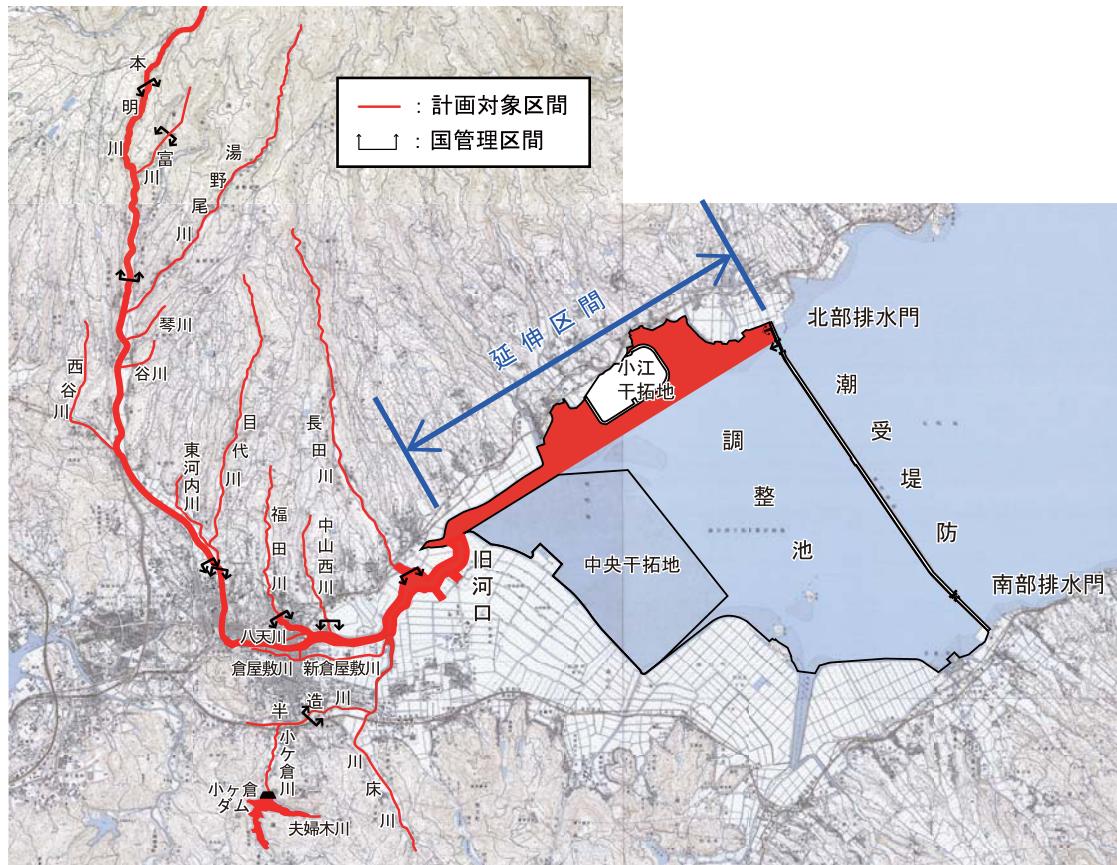
今回、その変更原案について、皆様からの意見を踏まえながら変更を進めたいと考えておりますので幅広いご意見をお待ちしております。

2. 本明川水系河川整備計画の対象区間及び期間

（変更原案 42～44 頁）

本明川水系河川整備計画（以下、「本計画」という。）の計画対象区間は、本明川水系の国管理区間（河川法第 9 条第 2 項の規定による指定区間を除く区間）と県管理区間とします。

なお、平成 20 年 3 月に諫早湾干拓事業の完了を受けて、本明川の河口部にて国管理区間を 7km 延伸しております。



本計画の計画対象期間は、変更後概ね 20 年間とします。

なお、本計画は社会経済状況や水害の発生状況、河川整備の状況、河川環境の状況等を前提として定めるものであり、さらに新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。



変更原案の主な変更点

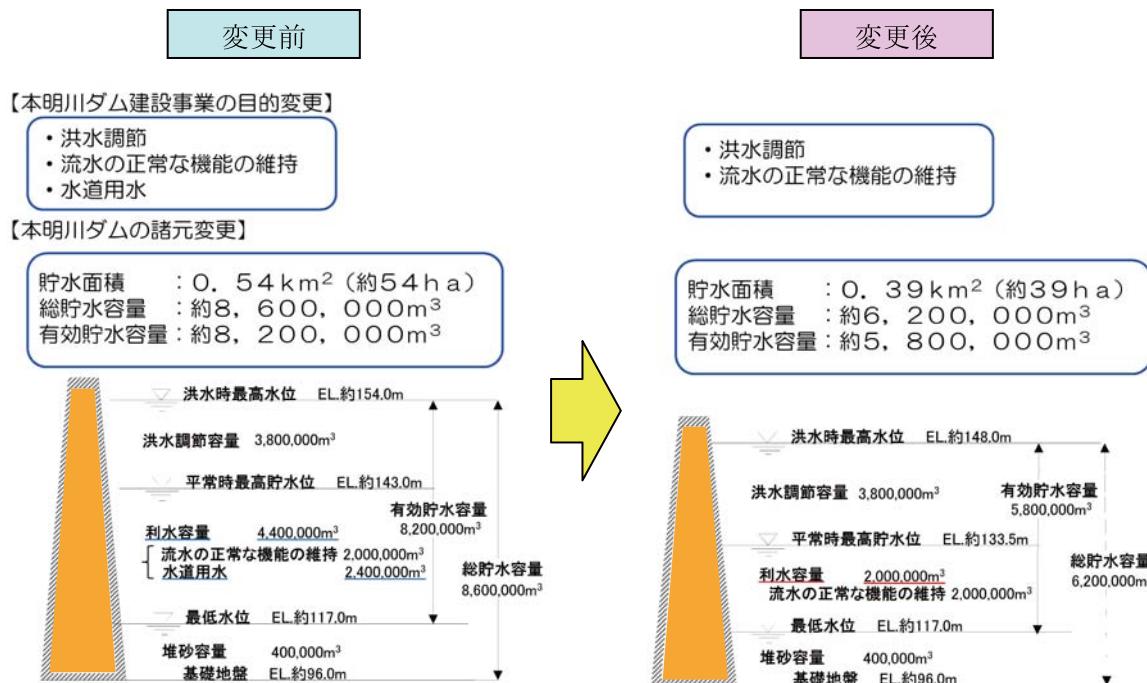
1. 河川区域の変更

諫早湾干拓事業が平成20年3月に完了し、同年4月25日付で諫早湾干拓調整池が河川指定され河川区域が変更になり、幹川流路延長が21kmから28kmへ、流域面積が87km²から249km²に変更となったことから、今回、変更原案に反映しました。



2. 本明川ダム事業の変更

平成25年5月水道事業者よりダム事業参画継続の意志なしとの回答があり、新規利水の目的がなくなったことによるダム規模の縮小を考慮し、今回、変更原案に反映しました。



3. 地震・津波への対応

平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震の発生を受け、津波・地震に関する法整備や基準づくり等が進められています。

本明川においても、大規模な地震が発生した場合に河川管理施設として必要な機能を確保するために、堤防や水門等の河川管理施設の耐震性能を照査し、必要な対策を行うことから、今回、変更原案に追加をしました。



阿武隈川上流部

地震による堤防の被災状況

4. 堤防の安全性

平成 24 年 7 月の九州北部豪雨では福岡県柳川市、みやま市、筑後市、八女市を流れる矢部川や大分県日田市を流れる花月川で堤防決壊が発生し、その要因は河川水の浸透による基盤からの漏水や洪水の浸食作用によるものでした。

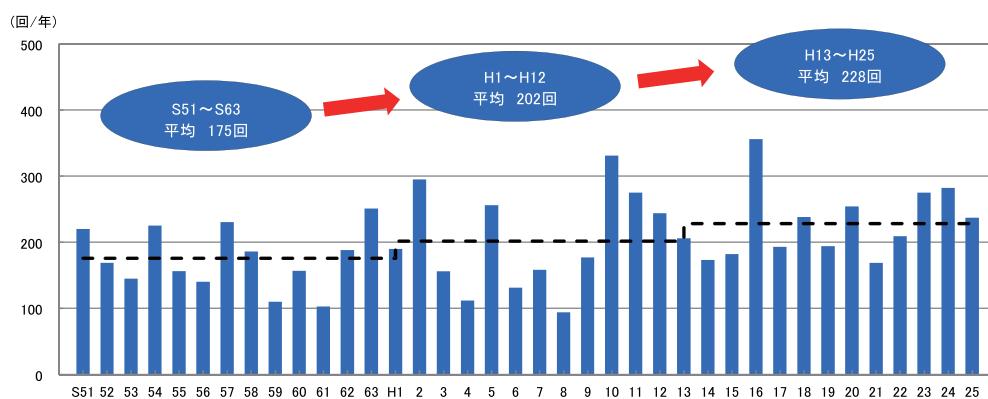
本明川においても、洪水時の降雨及び河川水の浸透による堤防（堤体及び基礎地盤）の法すべり又はパイピングを防止するため、また、洪水時の流水の浸食作用により堤防が洗掘され、流出することを防止するため、堤防の耐浸透機能及び耐浸食機能について安全性の照査を行い必要な対策を行うことから、今回、変更原案に追加をしました。



矢部川 右岸 7k300 付近堤防決壊

5. 危機管理

近年、全国的に豪雨や台風による甚大な被害が発生していることから、計画規模を越える洪水等が発生した場合や整備の途上で施設能力を越える洪水等が発生した場合でも浸水被害の最小化が図られるようにするため、今回、変更原案に追加をしました。



H25 台風 18 号 (9月)
桂川 (京都市嵐山)



H27 台風 17・18 号 (9月)
鬼怒川 (茨城県常総市)

6. その他

平成 17 年以降の河川情報、統計情報等の追加・更新及び水防法等に伴う内容の充実を図るため、今回、変更原案に追加しました。



変更原案の基本理念及び整備の目標

基本理念

「心を潤す清流と、穏やかな川面に写し出される街の風情。この本明川を故郷の誇りに…」

治水

魅力ある諫早を安心で支える川づくり

- ・諫早大水害規模の洪水に耐えうる治水対策を行っていきます。
- ・施設能力を上回る洪水に対しても被害を最小限に食い止めるような危機管理対策を、国・県・市・市民が一体となって推進し、連携して防災体制の充実を図っていきます。

利水

清流を守り、水の恵みに感謝できる川づくり

- ・本明川の望ましい流量の確保につとめるとともに、既得水利の安定取水を可能とすることを目指していきます。

環境

自然と遊び、自然に学び、自然から癒されることの喜びを感じられる川づくり

- ・流域の特色を生かした整備を行っていきます。
- ・自然と触れあえるような川づくりを行っていきます。

1. 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減 (変更原案 46～47頁)

洪水対策（外水対策）

本明川水系の洪水対策については、過去の水害の発生状況、流域の重要度、河川整備の状況等を総合的に勘案し、本明川水系河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水氾濫による災害の発生の防止又は軽減を図ることを目標とします。

本計画に定める河川整備を実施することで、国管理区間については、戦後最大洪水である昭和32年7月洪水（諫早大水害）規模を安全に流下させることができます。

また、県管理区間については、支川中山西川において県内指標による整備水準規模の治水安全度を確保することとします。

施設整備により達成される流量^{※1} [単位：m³/s]

河川名	河道流量	地 点 名	備 考
本明川	780m ³ /s	裏山	
半造川	330m ³ /s	本明川合流点	
福田川	90m ³ /s	本明川合流点	
中山西川	65m ³ /s	本明川合流点	県内指標による整備水準 (1/30) ^{※2}

※1 施設整備により達成される流量とは、洪水調節施設後の流量であり、家屋の浸水被害の防止を図ることが可能となる流量

※2 1/30：年超過確率1/30規模の洪水を安全に流下させることを目標に設定

高潮・津波対策

本明川河口部の計画堤防高は、計画高潮位に波浪の影響を考慮した標高7.0mの高さを確保することとします。なお、本明川河口部では諫早湾干拓事業による潮受堤防ならびに北部排水門により必要な堤防高が確保されています。

内水対策

家屋の床上浸水の発生など、内水氾濫による浸水被害が著しい地域においては、関係機関等と連携して、適切な役割分担のもとで必要に応じた浸水対策を実施し、家屋等の浸水被害の軽減を図ります。

ハード・ソフトが一体となった減災対策

計画規模を上回る洪水や整備途上において施設能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標とし、施設の運用、構造、整備手順等の工夫を図るとともに、想定し得る最大規模の外力までの様々な外力に対する災害リスク情報と危機感を地域社会と共にし、関係機関と連携して、的確な避難、円滑な応急活動、事業継続等のための備えの充実、災害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進を図ります。

2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(変更原案 48 頁)

河川水の利用に関しては、営農形態、かんがい面積等の変化や慣行水利の安定化に配慮し、慣行水利権を許可水利権へ変更する等の水利使用の調整を行います。

流水の正常な機能を維持するための流量（以降「正常流量」という）については、動植物の生息・生育・繁殖環境や良好な水質の確保等に必要な流量として、公園堰（直下流）地点において概ね $0.25 \text{ m}^3/\text{s}$ を確保します。

さらに、異常な渇水時及び正常流量を設定していない支川においては、渇水が発生した場合における影響の軽減に努めます。

3. 河川環境の整備と保全及び河川利用

(変更原案 49 頁)

動植物の生息・生育・繁殖環境

自然環境や河川の利用状況等について、今後とも定期的に調査を実施し、治水・利水面との調和を目指し、上流部などでは現在の良好な河川環境の保全を目指すとともに、下流部では鳥類や哺乳類等の営巣・生息環境の保全・再生を目指します。

河道掘削や護岸等の河川整備の実施を必要とする中流部については、自然の営みを視野に入れた多自然川づくりを推進するとともに、河川水域の縦断的・横断的な連続性の確保を図り、良好な河川環境が保全又は創出されるよう努めます。

下流部ではセイタカアワダチソウやオオブタクサ等の外来植物の繁茂がみられること、また、上流から下流まで広い範囲で特定外来生物であるオオキンケイギクが確認されていることから、在来生物の生息・生育・繁殖環境へ影響を及ぼさないよう監視を続け、拡大の防止に努めます。

水質

平成 10 年以降、河川汚濁の一般的な指標である BOD（75% 値）については、各地点とも環境基準値を満足しているため、現在の良好な水質を維持するとともに、面源負荷に対しても関係機関と調整・協議して、流域全体で更なる水質の改善を目指します。

人と河川の豊かなふれあいの場

自然と共に生きて来た歴史や文化等の地域特性を踏まえ、自然との調和を配慮しつつ、環境教育の場など多様な利用ができるよう、人々が川と触れ合い、親しめる、潤いのある水辺空間の整備を目指します。

景観

中流部において、周辺の都市景観、天満公園、樹木、水辺等の景観特性を生かした河川景観の形成とゆとりと潤いのある快適な河川空間を創出するために、河川管理施設等の修景整備に努めます。下流部及び河口部では、緩やかで広々とした水面や水辺のヨシ原など、本明川の有する特徴的な自然景観の維持が図られるよう努めます。



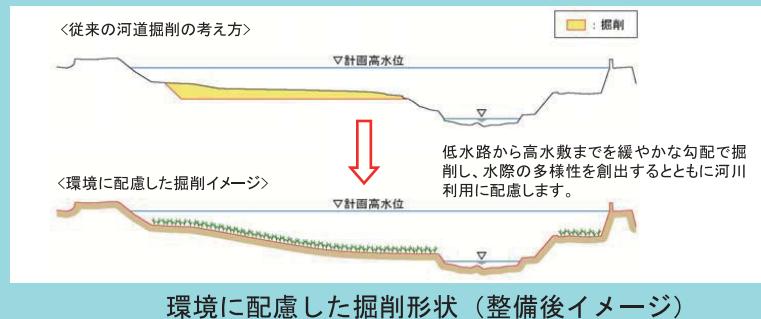
変更原案の整備の実施事項 < 整備の内容 >

1. 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

1. 河道掘削

(変更原案 51 頁)

河道の流下断面を拡大し流下能力を確保するため、位置図の区間において河道掘削を実施します。実施にあたっては、低水路から高水敷までを緩やかな勾配で掘削し、水際の多様性を創出するとともに、親水性や河川利用に配慮した断面とします。また、施工予定地に新たに重要種が確認された場合には、その希少性等を勘案したうえで、移植を行うなど種の保存に努めます。

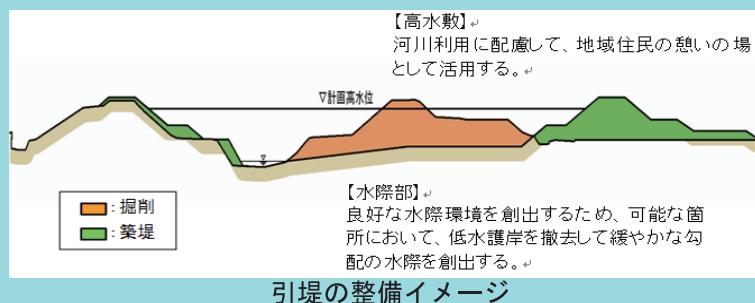


環境に配慮した掘削形状（整備後イメージ）

2. 堤防整備（築堤）

(変更原案 52 頁)

洪水を安全に流下させるため、半造川、中山西川において引堤や河川の付替を実施します。実施にあたっては、下流側から段階的に整備を行い、周辺の景観に配慮したものとし、施工予定地に新たに重要種が確認された場合には、その希少性等を勘案したうえで、移植を行うなど種の保存に努めます。



引堤の整備イメージ

3. 堤防整備(質的改良対策等)

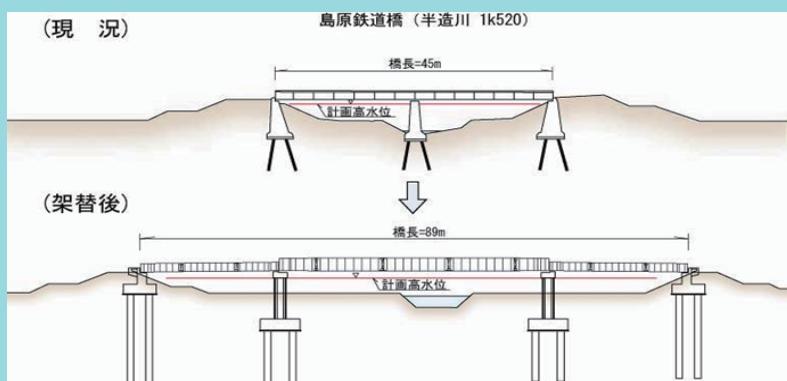
(変更原案 53 頁)

洪水時の降雨及び河川水の浸透により堤防（堤体及び基礎地盤）の法すべり又はパイピングを防止するため、また、洪水時の流水の浸食作用により堤防が洗掘され、流出することを防止するため、堤防の耐浸透機能及び耐浸食機能について安全性の照査を行い必要な対策を行います。

4. 橋梁の改築等

(変更原案 53 頁)

半造川においては、引堤及び河道掘削に伴い、島原鉄道橋の架替を行うとともに、半造橋の補強を実施します。また、中山西川においては、引堤及び河川の付替に伴い、市道橋などの改築等を実施します。

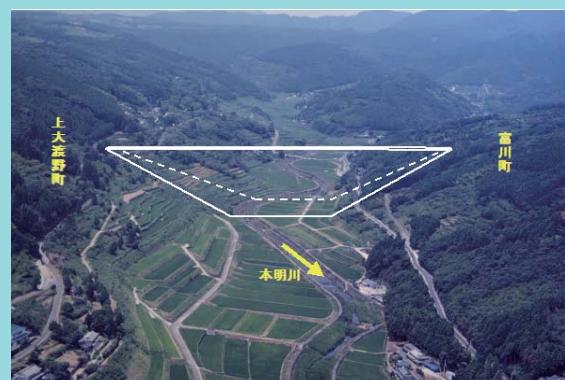


橋梁の架替イメージ

5. 洪水調節施設

(変更原案 54 頁)

本明川の基準地点裏山において、洪水流量を低減させるため、上流に本明川ダムを建設します。

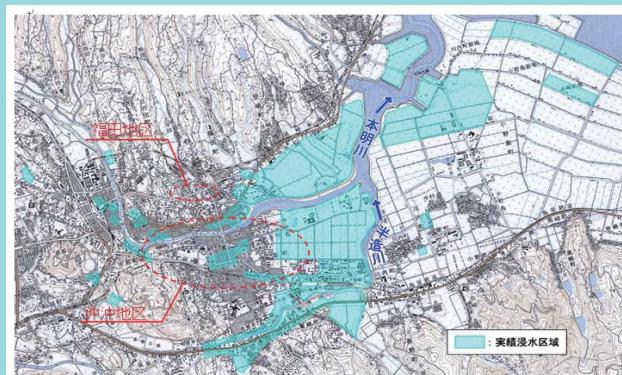


本明川ダムサイト予定地

6. 内水対策

(変更原案 56 頁)

平成 11 年 7 月洪水等において床上浸水が発生する等、内水により大きな浸水被害の発生が予測される仲沖地区と福田地区等において内水対策を実施します。ただし、その実施については被害実績や浸水頻度、土地利用状況等を十分勘案し、長崎県や諫早市などの関係機関と連携・調整して適切な役割分担のもとで必要な措置を図るとともに、内水対策により下流の被害を増大させないものとします。



7. 地震対策

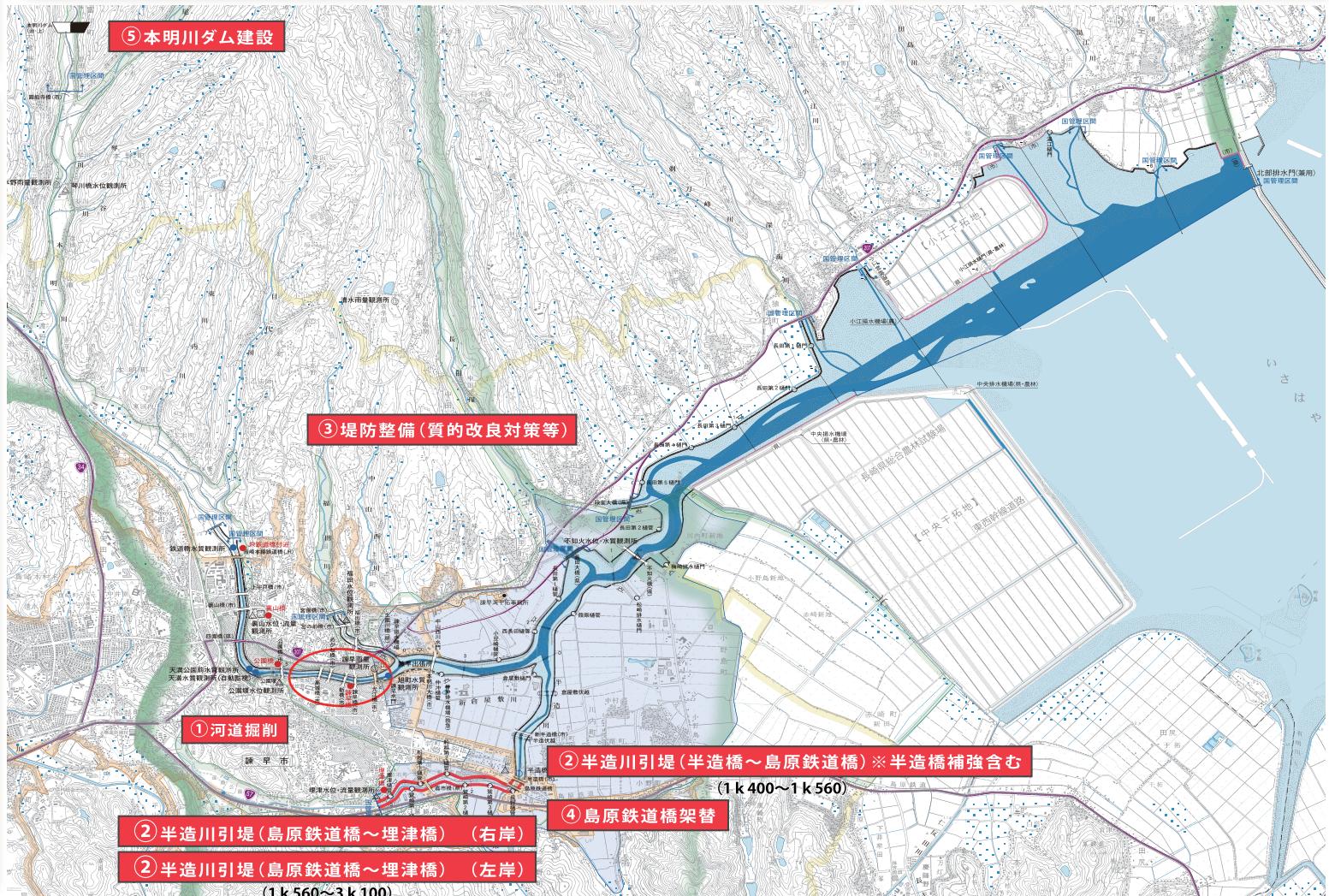
(変更原案 57 頁)

大規模な地震が発生した場合においても河川管理施設として必要な機能を確保するために、堤防や水門等の河川管理施設の耐震性能を照査し、必要な対策を行います。

8. 沔濫被害軽減のための対策

(変更原案 57 頁)

整備途上段階での施設能力以上の洪水や整備計画規模以上の洪水が発生し、氾濫した場合においても、被害を最小限にとどめるための方策や、大規模災害が発生したことを想定した被害軽減対策について検討します。





変更原案の整備の実施事項 < 整備の内容 >

2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備

1. 本明川ダムの建設（利水機能）による水量の確保

(変更原案 58 頁)

本明川ダムからの補給によって 10 年に 1 回程度の規模の渇水時において、既得農業用水の安定取水を可能とするとともに、公園堰（直下流）地点において、動植物の生息・生育・繁殖環境や良好な水質の確保等に必要な流量として $0.25 \text{ m}^3/\text{s}$ を通年にわたり確保します。

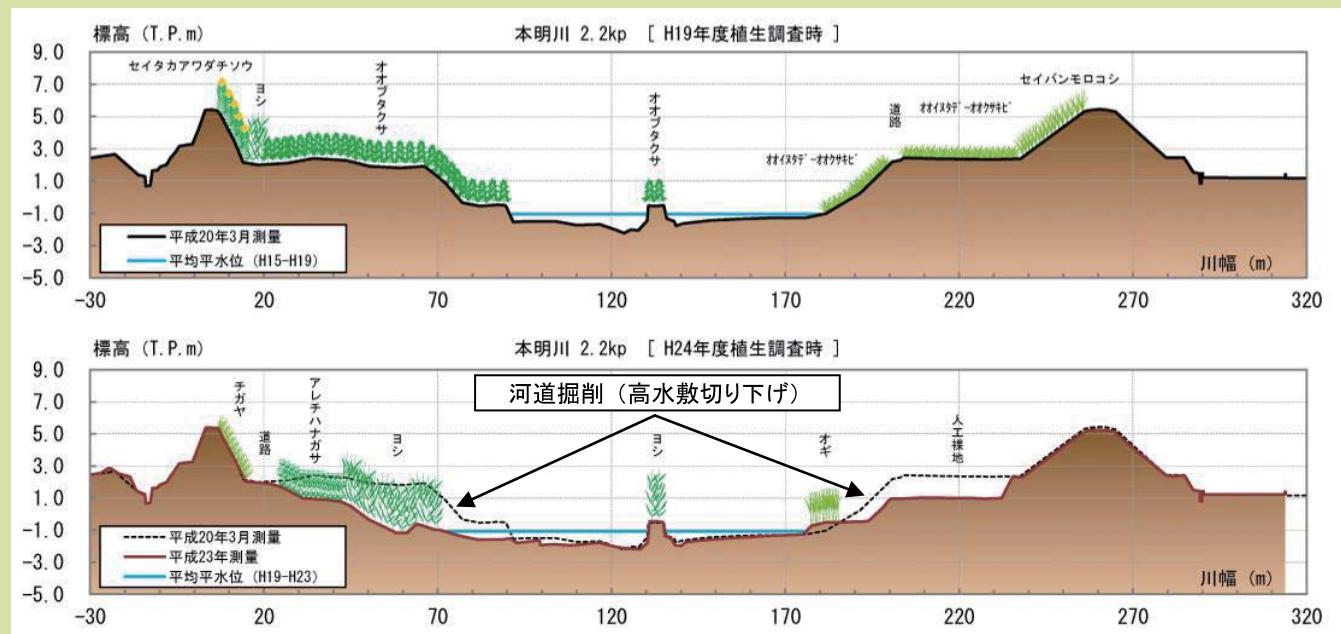
3. 河川環境の整備と保全に関する事項

1. 多自然川づくり

(変更原案 60 頁)

① 本明川下流部のヨシ原再生

下流部の一部では、ヨシやオギ等の植物群落が鳥類や哺乳類の営巣・生息環境を提供し、水と緑の豊かな自然環境を形成しています。一方、干潟の干陸化により生物の生息環境が変化しつつあります。そこでヨシ原を中心とした良好な自然環境を保全・再生するため、河川整備にあたっては、在来種の保護にも留意し、生態環境の変化を継続的に観察していきます。



河道掘削による横断形状の変化イメージ

② 支川半造川における水辺環境の改善・創出

半造川については、コンクリートブロックによる低水護岸が施工されており、河床や水際部が単調化しています。このため、半造川の引堤事業により出現する高水敷を利用して、既設護岸の改良により水域から陸域にかけて傾斜の緩やかなエコトーン（移行帶）^{*}の創出に努めます。



環境に配慮した水辺の整備

2. 異常渇水時等の対応

(変更原案 58 頁)

異常な渇水時及び正常流量を設定していない支川等においては、渇水に関する情報提供、情報伝達等の体制を整備し、地域と連携を図ることにより、渇水が発生した場合における影響の軽減に努めます。

2. 本川・支川の河川水面の連続性の確保

(変更原案 61 頁)

魚類等が自由に河川を遡上・降下できるよう、これらの障害となっている工作物等については、必要に応じて地域住民、関係機関の連携、調整を図りながら、既存施設の改良も含め河川の連続性確保に努めます。

3. 人と河川の豊かなふれあいの場の確保

(変更原案 62 頁)

平成 11 年度までに桜づつみが整備された本明川の仲沖地区は、親水空間としての潜在力も有しています。

そこで、当地区を本明川の情報・防災・自然体験学習の場（水辺の楽校プロジェクト）などの機能を備えた河川総合学習の拠点として整備を行っていきます。



環境学習



桜堤の清掃



仲沖地区の利活用

中流部の本明川は市民の開放空間として親しまれていますが、現状では特殊堤が人々と河川を分断しており、水辺に近づきにくい構造になっています。そこで、子供や高齢者、身体の不自由な方など誰でも近づくことのできるバリアフリーの河川空間を創出することを目的に利用の要望が高い天満地区を対象として、部分的に特殊堤を改良し、水辺に近づきやすい緩傾斜堤やスロープ等の整備に努めます。

中流部の都市景観を損なわせている老朽化した特殊堤や樋門、陸閘などについて、河川景観の改善を図るため、特殊堤の修景及び樋門や陸閘の統廃合について地域住民や諫早市などの関係機関と緊密に連携して検討を進めます。



天満・永昌地区の管理用通路

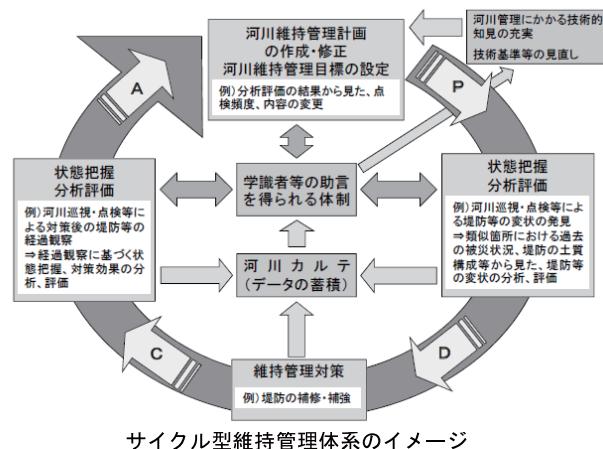


変更原案の整備の実施事項 < 河川の維持 >

1. 維持管理の重点事項

(変更原案 64 頁)

河川の特性を踏まえ、「本明川水系河川維持管理計画」や「長崎県河川管理施設維持管理計画」に基づき、適切な河川の維持管理に努めます。さらに、調査、巡視・点検による状態把握、維持補修、これらの実施内容の評価など一連の作業を繰り返し、得られた知見をフィードバックすること（サイクル型維持管理）で、効率的かつ効果的な維持管理を行います。



2. 洪水、津波、高潮等による災害発生の防止又は軽減に関する事項

1. 水文・水理観測

(変更原案 65 頁)

- 雨量、河川水位・流量、河口部の風向・風速の観測、河川水質の調査等の継続・実施
- 観測精度向上に向けた調査・検討、観測機器の改良や配備の充実

3. 河道の維持管理

- ①河道内堆積土砂の管理
- 治水上支障がある場合の堆積土砂等の除去
- 砂利採取の規制



4. 堤防の維持管理

(変更原案 69 頁)

- 堤防の変状や異常、損傷を早期に発見することも目的として堤防除草、点検、巡視等
- 管理用通路等の適切な管理
- 堤防等の変状の原因調査



7. 不法行為に対する監督・指導

(変更原案 70 頁)

- 河川巡視による不法投棄物（ゴミ）や河川敷地の不法占拠等の監視
- 関係自治体や警察との連携・対応
- ボランティア団体の活動を通じたゴミの持ち帰りやマナー向上の啓発的な取り組み



6. 許可工作物の管理・指導

(変更原案 72 頁)

- 施設管理者に対する適切な助言・指導



8. 洪水予報・水防警報等

(変更原案 73 頁)

- 水位予測、洪水予報を気象台と共同で発表
- 水防警報の迅速な発令（県・市を通じて消防団等へ通知）

9. 水位・雨量等の河川情報の提供

(変更原案 75 頁)

- 水位や雨量等の情報、河川監視カメラの情報などを迅速かつ正確に提供
- 水防に関する様々な基本的な情報を日頃から事務所ホームページなどを通じて提供
- 川の水位状況がわかるような危険度レベル表示等の実施



長崎河川国道事務所防災室

10. 排水ポンプ車の運用等

(変更原案 76 頁)

- 仲沖救急排水機場に配備している排水ポンプ車の有効活用
- 九州管内等に配備されている排水ポンプ車の活用



国土交通省が保有する排水ポンプ車

11. 水防活動等

(変更原案 77 頁)

- 洪水時に河川管理施設保全活動や災害発生時の緊急復旧作業を実施
- 平常時に「本明川水防連絡会」を定期的に開催
- 合同巡視、水防工法の普及、水防訓練等を関係機関と連携して実施
- 水防資機材の備蓄状況等に関する情報の共有化
- 平常時における資機材の備蓄・確保等

12. 防災意識の普及・啓発

(変更原案 78 頁)

- 想定し得る最大規模の洪水を対象とした本明川浸水想定区域図の作成、公表
- ハザードマップ作成・普及への支援
- ハザードマップを活用した避難訓練等の支援、地域住民の避難訓練支援
- 自治会などで行う防災マップづくりを連携して推進、小学校等への防災に関する出前講座の実施
- 想定浸水区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者への技術的支援（避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等）

13. 災害リスクの評価・災害リスク情報の共有

(変更原案 80 頁)

- 様々な規模の外力について浸水想定を作成し提示
- 床上浸水の発生頻度や人命に関わるリスクの有無などの災害リスクの評価、地方公共団体、企業、住民等と災害リスク情報を共有

14. 災害リスクを考慮した減災対策の推進

(変更原案 80 頁)

- 浸水区域内の住民の避難の可否等の評価
- 避難困難者の早めの避難誘導や安全な避難場所及び避難路の確保に向けての技術的支援等
- 的確な避難のためのハード対策や土地利用、住まい方の工夫等の新たな施策を、関係地方公共団体と連携して検討
- 氾濫した際の被害の拡大の防止又は軽減のための対策、早期復旧のための応急活動、事業継続等のための備えについて、関係自治体や企業等と連携して検討

15. 大規模災害時の対応

(変更原案 81 頁)

- 洪水時に県・市・町から「大規模な災害時の応援に関する協定」に基づく応援要請があった場合を想定し、平常時から防災情報・資料の交換、情報伝達訓練等の実施、情報共有体制の強化、資機材の提供や職員の派遣等を通じた応援活動の円滑化
- 洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合の排水作業、高度の機械又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動（特定緊急水防活動）の実施
- 山腹崩壊等による大規模な河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合の緊急調査等、関係自治体や一般市民への情報提供

16. 気候変動による影響のモニタリング

(変更原案 82 頁)

- 流域の降雨量、降雨の時間分布・地域分布、流量等についてモニタリングを実施及び経年的なデータ蓄積に努め、定期的に分析・評価



変更原案の整備の実施事項 < 河川の維持、その

3. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

1. 平常時の水管理 (変更原案 82 頁)

- 水量・水質の監視
- 利水者との情報連絡体制の整備
- 本明川ダム完成後におけるダム貯留量等の情報収集・提供による水資源の有効活用

2. 渇水時の水管理

(変更原案 82 頁)

- 水量・水質の監視、河川流水の総合的運用による補給の調整等
- 渇水対策が必要となった場合に関係機関と連携して被害を軽減
- 河川管理者と利水者相互の情報交換の場として「本明川水系渇水対策会議」を設立・開催し、必要な情報交換を実施

4. 河川環境の整備と保全に関する事項

1. 河川環境調査

(変更原案 83 頁)

- 良好的な自然環境を保全するため動植物の生息・生育・繁殖状況に関する調査の実施
- 河川環境情報図作成の推進
- 工事実施箇所においては、必要に応じ追跡調査を実施
- 水生生物調査などの体験学習について継続的な実施



地域住民による水生生物調査
(鉄道橋付近)

2. 動植物の生息・

(変更原案 83 頁)

生育・繁殖環境の保全

- 河川環境、景観の保全に配慮した河川整備
- 森林保全について長崎県・諫早市などの関係機関と連携
- オオキンケイギクやアレチウリ等の特定外来生物については、関係機関や地域住民と連携・協力し、除去等の取り組みを推進

3. 水質の保全

(変更原案 84 頁)

- 長崎県の水質測定計画に基づき、河川の水質を継続して測定
- BOD(生物化学的酸素要求量)などの生活環境項目、健康項目について水質調査を継続して実施し、結果を公表
- 地域住民へ水質保全に関する啓発活動を実施
- 子供達を対象とした水生生物の観察を通じて学習活動などを支援
- 本明川ダムの完成後において、ダム貯水池やダム直下流の水質の観測、ダム貯水池に流入する流草木、塵芥の処理を実施
- 関係機関等と調整し、流域全体での汚濁負荷を削減

4. 水質事故時の対応

(変更原案 85 頁)

- 河川の主要地点において水質自動監視装置等により水質監視を実施
- 水質事故発生時における、関係機関等への通報、原因物質の特定のための調査、オイルフェンスや吸着マットなどの設置による下流への被害の拡散防止
- 河川巡視の継続実施や協議会との連携による水質事故管理体制の強化、水質事故訓練等の継続実施



本明川水系水質汚濁対策連絡協議会



オイルフェンス、吸着マットの設置状況
(水質事故訓練にて)

他の河川整備を総合的に行うために留意すべき事項 >

5. 流下物・投棄物の対策

(変更原案 86 頁)

- 地域住民や関係機関などと連携し、洪水時の流出ゴミや流草木などを処理
- 河川空間の良好な環境を保つため占用者等に対し秩序ある利用等に配慮するよう指導等を実施

6. 景観の維持

(変更原案 86 頁)

- 本明川周辺の河畔林や瀬・淵などの自然景観の維持
- 護岸等の人工構造物を設置する際は自然環境に配慮
- 工作物の設置の許可に際しては、占有者に対して自然の景観に配慮するよう指導

7. 安全利用対策

(変更原案 86 頁)

- 日頃より水位などの河川情報の提供等及び啓発活動を実施
- 地域や関係機関と連携した河川の安全利用点検の実施

8. 堤防刈草等の再利用

(変更原案 86 頁)

- 除草や伐木、伐採によって発生した草や竹木を地域住民へ提供し環境への負荷軽減に努める

9. 地域との協働による維持管理

(変更原案 86 頁)

- 堤防・河川敷の除草において、地域住民や自治体等の参画を積極的に推進
- 地域住民等の参加による河川の美化・清掃活動の支援

その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項

1. 関係機関、地域住民との連携

(変更原案 87 頁)

- 河川管理者として収集した情報や河川利用に関する情報等を掲載したポスター、パンフレット、副読本等を作成するとともに、インターネット等により幅広く情報提供を行い、情報の共有化を行います。
- 特に、本明川の河川清掃やイベント等の地域住民の自主的な活動に対しては、安全に多数の地域住民が参加できるよう、活動に必要となる河川情報を積極的に提供する等の支援を行います。
- 従来の河川管理者だけが行ってきた河川管理から、「本明川は地域のみんなのもの」であるとの認識に立った住民との協力・分担による河川管理への転換を推進していきます。
- 河川協力団体等と連携し、自発的な活動を促進させ、地域との協働管理を行うことで河川管理のさらなる充実を図ります。

2. 河川情報の発信と共有

(変更原案 88 頁)

- ホームページ、ラジオ、テレビなどの地域の報道機関や広報誌を利用して広く情報提供し、住民との合意形成に向けた情報の共有化、意見交換の場づくりを図るなど、長崎県や諫早市などの関係機関や地域住民等との対話を推進していきます。

3. 地域の将来を担う人材の育成等

(変更原案 88 頁)

- 将来を担う子どもたちへの水質や防災環境学習を積極的に支援し、「出前講座」などを実施するなど、広く地域住民に本明川に対する関心を高めるための活動を行います。
- 平常時から地域住民の防災意識を高めるため、啓発活動を実施します。



地域住民との意見交換
(本明川オピニオン懇談会)



本明川交流会



防災マップづくり研修会



防災環境出前講座

本明川水系河川整備計画（変更原案）について あなたのご意見をお聞かせ下さい

下記の方法でご意見を伺っています。

期間は平成27年11月5日（木）～12月7日（月）まで受け付けています。

意見箱での意見募集

意見箱を下記の場所に設置していますので、皆様のご意見をアンケート用紙にご記入下さい。
また、意見箱の設置箇所には、整備計画（変更原案）も設置しています。

意見箱の設置場所

<国土交通省>	<長崎県>	<諫早市>	<雲仙市>
・長崎河川国道事務所 1階ロビー	・県庁 6階河川課	・市役所（本庁）別館4階河川課 ・多良見支所 1階産業建設課	・市役所（本庁） 1階受付
・諫早出張所	・県央振興局 2階河港課	・森山支所 1階産業建設課 ・飯盛支所 1階産業建設課 ・高来支所 1階産業建設課 ・小長井支所 1階産業建設課	・愛野総合支所 1階産業建設課

インターネットでの意見募集

長崎河川国道事務所のホームページにも、変更原案の本文を掲載しています。

また、ホームページ内のアンケートフォームから皆様のご意見を募集しておりますので、下記のアドレスにアクセスして下さい。

<http://www.qsr.mlit.go.jp/nagasaki/>



長崎河川国道事務所ホームページはQRコードからもアクセスできます。



国土交通省 長崎河川国道事務所 調査第一課

〒851-0121 長崎県長崎市宿町316番地1

TEL 095-839-9859 FAX 095-839-9353